

宇陀市監査委員告示第 5 号

令和元年度財政援助団体監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年3月25日

宇陀市監査委員 籠谷 順 司

宇陀市監査委員 西岡 宏 泰

## 1 監査の種別

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体の監査

## 2 監査の対象

- (1) 対象団体 宇陀商工会
- (2) 対象事務 宇陀商工会における宇陀市からの財政援助（宇陀市商工会補助金）に係る出納その他の事務で、主として平成29年度及び平成30年度執行の事務
- (3) 所管課 農林商工部商工観光課

## 3 監査の期間

令和2年1月24日から令和2年3月25日まで

## 4 監査の方法

監査は、宇陀商工会に対し、平成29年度及び平成30年度の財務に関する書類の提出を求め、出納その他の事務が適正に行われているか、また事務事業が補助の目的に沿って適正かつ効果的に行われているかについて、事業報告書、財務諸表等関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

## 5 宇陀商工会の概要

### (1) 設立

平成20年4月1日に大宇陀商工会、菟田野商工会、榛原商工会、室生商工会、曾爾村商工会及び御杖村商工会の合併により設立された商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく法人である。

### (2) 設立目的

地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

### (3) 事務所の所在地

宇陀商工会の主たる事務所及び従たる事務所の所在地は、第1表のとおりである。

【第1表】 宇陀商工会の事務所の所在地

所在地	備考
奈良県宇陀市榛原萩原160番地の1	主たる事務所
奈良県宇陀市菟田野松井502番地	(菟田野支所)
奈良県宇陀市大字陀中新1952番地の2	(大字陀支所)
奈良県宇陀市室生大野1637番地	(室生支所)
奈良県宇陀郡曾爾村大字長野25番地の1	(曾爾支所)
奈良県宇陀郡御杖村大字菅野368番地	(御杖支所)

(4) 組織

平成31年3月31日現在の会員及び役員等の状況は、第2表のとおりである。

【第2表】

	人数
会員	781人
役員 総代	30人（会長1人、副会長2人、理事25人、監事2人） 100人
事務局	11人
	（事務局長1人、広域経営指導員2人、経営指導員7人、経営支援員1人）

(5) 主な事業

- ア 商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行うこと。
- イ 商工業に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- ウ 商工業に関する調査研究を行うこと。
- エ 商工業に関する講習会又は講演会を開催すること。
- オ 展示会、共進会等を開催し、又はこれらの開催のあつせんを行うこと。
- カ 商工業に関する施設を設置し、維持し、又は運用すること。
- キ 奈良県商工会連合会の委託を受けて商工貯蓄共済事業の業務を行うこと。
- ク 全国商工会会員福祉共済事業を行うこと。
- ケ 商工会としての意見を公表し、これを国会、行政庁等に具申し、又は建議すること。
- コ 行政庁等の諮問に応じて、答申すること。
- サ 社会一般の福祉の増進に資する事業を行うこと。
- シ 商工業者の委託を受けて、当該商工業者が行うべき事務（その従業員のための事務を含む。）を処理すること。
- ス 商工業者の福利厚生に資する事業を行うこと。

- セ 輸出品の原産地証明を行うこと。
- ソ 前払式証票の発行業務を行うこと。
- タ 行政庁から委託を受けた事務を行うこと。

(6) 宇陀市との関係

商工業の振興を図るため、商工業の総合的な改善発達に寄与することを目的として商工会法第11条に規定する事業を行う宇陀商工会に対して、宇陀市商工会補助金として1,040万円を平成29年度及び平成30年度にそれぞれ交付している。

また、宇陀商工会菟田野支所及び室生支所の事務所として菟田野農林センター及び宇陀市室生振興センターの一室を貸与しており、光熱水費を除き使用料は免除している。

(7) 収支の状況

宇陀商工会の平成29年度及び平成30年度の収支状況は、第3表のとおりである。

【第3表】 収支決算書の推移 (単位：円)

科目		平成29年度	平成30年度	備考
収入の部	補助金等収入	68,147,212	70,454,217	
	県補助金	48,000	43,200	オンライン通信事業
	県連交付金	50,000,777	54,156,836	小規模事業者経営支援事業費補助金
	市・村補助金 (うち宇陀市補助金)	12,750,000 (10,400,000)	12,750,000 (10,400,000)	宇陀市・曾爾村・御杖村
	全国連補助金	5,348,435	3,504,181	伴走型小規模事業者支援推進事業
	会費手数料等収入	31,422,826	31,022,390	会費、特別会計繰入金(労働保険事務組合特別会計)、手数料(記帳指導手数料等)、雑収入(加入金等)等
	受託料収入	360,000	578,600	連合会事業受託料
	前期繰越収支差額	829,779	847,946	
	収入合計	100,759,817	102,903,153	
支出の部	経営支援事業指導職員設置費	59,254,592	64,594,669	俸給、期末手当、福利厚生費等
	経営支援事業指導事業費	16,438,076	14,538,727	指導環境推進費(事務局長設置費)、伴走型小規模事業者支援推進事業費、事務費等
	地域総合振興事業費	6,879,610	7,132,532	地域活性化対策費、総合振興費、青年部・女性部対策費、情報対策費等
	受託事業費	369,501	755,294	県連合会事業受託推進費(若手後継者等育成事業推進費・青年部)
	管理費	9,667,012	9,174,507	事務費、家屋費(本所・支所家屋関連費)、負担金(連合会会費等)、会議費等
	資産取得費	703,080	821,098	器具備品支出(エアコン・湯沸かし器等)
	資産維持管理費	6,600,000	5,450,000	資産維持管理引当費
	次期繰越収支差額	847,946	436,326	
支出合計	100,759,817	102,903,153		

## 6 監査の結果

宇陀商工会の出納その他の事務については、おおむね適正に処理されていると認められた。また、所管課における補助金の交付事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、監査における意見は次のとおりである。

### (1) 宇陀商工会に関する意見

厳しい経済状況の中、地域の商工業が活性化するためには、地域の社会経済を支える商工業の総合的な改善発達を図る商工会の役割は重要である。

こうした中、平成30年3月末の会員数は、新会員の加入者があるものの、少子高齢化による人材不足が深刻で、後継者不足による廃業、それに伴い脱会者数が増加し、前年に比べて27名減少した。また、自主財源である会費手数料等収入は、前年に比べて40万436円減少し、収入総額の概ね3割となっている。財政基盤の強化のためにも会員数の確保、廃業に至らない対策が課題となっている。

このような状況を打開すべく伴走型支援事業を柱に、小規模事業者持続化補助金の申請支援など経営支援事業を中心に取り組まれているが、効率的な事務事業を推進するためにも特定の事業者に対しての事業とならないように、会員のニーズに対応した講座の開催、有効な事業展開を検討されたい。

さらに、商工業に観光及び農業を含めた産業振興についても、地域に密着した事業を引き続き展開し、地域経済の活性化を図られることを望む。

### (2) 所管課に関する意見

所管課である商工観光課においては、宇陀市商工会補助金交付要綱に基づき補助金を交付しているが、交付にあたっては貴重な財源の有効活用を図る意味からも、過去の経緯を踏襲するのではなく、補助事業の実情を把握するとともに、効果の検証に努め、補助金が公正かつ効果的に使用されるよう一層努められたい。

また、宇陀市における商工会が、地域経済の活性化を図る上で重要な役割を今後も果たしていくためにも、市としての役割を再度認識し、商工会との連携を図り、必要な支援・助言・指導など実施されたい。